

重要経済安保情報保護活用委員会（第1回）議事要旨

- 1 日時
令和8年6月3日（水）14時00分から14時15分までの間
- 2 場所
中央合同庁舎8号館 特別中会議室
- 3 出席者
委員
国家安全保障局長
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）代理）
内閣官房内閣審議官（内閣情報官代理）
内閣サイバー官
内閣府事務次官
警察庁長官
金融庁総合政策局長（金融庁長官代理）
デジタル審議官
総務省総合通信基盤局長（総務事務次官代理）
法務省大臣官房政策立案総括審議官（法務事務次官代理）
公安調査庁長官
外務省経済局長（外務事務次官代理）
財務事務次官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官（文部科学事務次官代理）
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）（政策統括室長）（厚生労働事務次官代理）
農林水産事務次官
経済産業事務次官
国土交通省総合政策局長（国土交通事務次官代理）
海上保安庁海上保安監（海上保安庁長官代理）
環境事務次官
原子力規制庁長官
防衛省防衛政策局次長（防衛事務次官代理）

4 議事概要

- (1) 冒頭、井上内閣府事務次官より概要以下のとおり挨拶を行った。
- 本日は御多用の中、第1回重要経済安保情報保護活用委員会に出席いただき感謝。また、昨年5月に重要経済安保情報保護活用法が施行され、約1年が経過したところ。適切な法の実施に御協力いただき感謝。
 - 本委員会は重要経済安保情報保護活用法の実施に当たり、統一的な運用を図るために設置されたもの。今回は、各行政機関における運用状況を報告書として取りまとめ、内閣総理大臣へ報告するために開催させていただいた。
 - 運用状況については、現時点において適合事業者の認定や重要経済安保情報の提供はない。関係省庁の皆様においては、今一度法の趣旨に立ち返り、適切に情報指定を行い保全の強化を図ることに加え、当該情報を適合事業者に提示し、官民連携により経済安全保障政策を推進することを念頭に検討を進めていただきたい。

- 今後は、重要経済安保情報保護活用諮問会議を開催して有識者から御意見を聴取し、その御意見を付して国会に報告するとともに公表する。今年の秋以降には、衆・参両院の情報監視審査会による審査も行われる。引き続き、法の適正な運用の確保に向けて、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

- (2) 事務局より、資料1及び資料2に沿って重要経済安保情報保護活用法の令和7年の運用状況等について説明があった。

- (3) 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）より概要以下のとおり挨拶を行った。
- 重要経済安保情報の運用状況について、このような形で報告書として取りまとめられたことに感謝。
- 冒頭、井上内閣府事務次官からの挨拶にもあったが、適切に情報指定を行い、保全強化を図ることに加え、重要経済安保情報の活用に向け、今後、適合事業者の認定に当たっては丁寧に御対応いただきたい。
- こうした適合事業者との官民連携により経済安全保障政策を推進していくことは、民間事業者の国際的なビジネス機会の確保・拡充にもつながることが期待されるため、各省庁で議論を深めていただきたい。

(以上)